

令和6年度小竹町水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度小竹町水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車借上料	令和6年度から令和11年度まで	1,716千円

令和6年6月6日提出

福岡県鞍手郡小竹町長 井 上 頼 子

令和6年度小竹町水道事業特別会計補正予算実施計画明細書（第1号）

債務負担行為に関する調書

（単位：千円）

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務 発生(見込)額		当該年度以降の支払義務 発生(見込)額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	水 道 料 金 等
自動車借上料	1,716			令和6年度から 令和11年度まで	1,716	1,716